

平成14年10月17日(メモ)

水質ワーキンググループ まとめ(案)

琵琶湖淀川水系は、近畿のおよそ1400万人の水がめであることは将来も変わることがない。水系での有効な利水と効率的な水の循環利用が求められるが、水質的には問題汚濁物の著しい時代変遷や内在物の極微量化など維持管理の高度化を必要とする。流域水系の水質の基礎を形作る琵琶湖や上流域のダム群の水質管理には一層の緻密な配慮が必要であるとともに、安全確保のため下流での繰り返し利用による水質消費に十分な監視をする必要がある。同時に、将来の流域内での人口移動にも注目した水量水質消費体系の変化予測、それに柔軟に対応できる水質管理体制を作る必要がある。(前文追加)

1) 基本的な考え方

- これまでの「公害の時代」に対応した水質管理を、「環境の時代」に即した管理に転換する。人の命と財産を守るために設定された水質基準値を守ることのみが目的化した水質管理のあり方から、人間の生活に水辺を取戻し、水辺文化を街づくり活動の要素として取入れ、将来に向けて快適で安心感が得られるような水質のあり方や、豊かな生態系に囲まれた水環境を創造できる(例えば魚類)の生育に適した水環境)からみた新たな水質管理のあり方を検討する。
- 淀川水系の湖、河川、ダムなど、それぞれに利用の仕方や人とのかかわり方などは異なっている。河川環境の保全、復元、創生をめざした水質の目標は、関連する琵琶湖流域、宇治川・淀川、木津川、猪名川毎に詳細な検討をする必要があり、地域特性に応じた管理のあり方を検討せねばならない。いずれにおいても水質目標については、例えば“肌に触れ、戯れうる水”とし、その観点から水質のあり方を検討することが必要である。
- 水位、水量面で時間変動を含む川本来の姿を取り戻す努力の中で、流域水質の良好な保持の立場からは、経済の高度成長や高度化の中で消滅させられた遊水地、貯水池、あるいは内湖、都市河川の機能を再評価し、再開発することで、流域内の自浄機能を向上させるとともに、その機能を保持する日常的管理体制が求められる。
- 水の資源としての価値観の増大とともに、繰り返し利用が進み、流域全体での水質対応を行う必要があり、これまでとは発想を異にした抜本的な水質管理・監視システムを流量管理に合わせて河川サイドに加えて流域全体で確立する。
- 合流下水道に関わる生活排水対策、河川の水質状況のモニタリング、水質や植生の調査や住民感覚からの水質の現状評価等、水質管理の多くの場面において積極的に住民参加を図り、行政、住民、企業が一体となって新しい水質管理を行っていく体制を確保する。

2) 具体的な内容

河川管理者による水量管理や水質管理に加え、より地域性があり、偏在的な事象に対応するため、住民による河川諸機能の利用体制と水質監視体制を図り、河川周辺での土地利用へも注意しつつ、協力して水質の維持管理に当たる体制の確立がいる。

水質管理システムの構築及び監視体制の確立

当該水辺および水質の管理システム及び地元住民参加による管理・監視体制の確立を目指す。

常時水域管理システムの構築

- ・ 廃棄物の不法投棄、植物などの生育状況、動植物の季節変化などTV観察による水辺の変化と水質異常の把握を行う。
- ・ 地域水防団活動に加えて水辺関連住民による河川状況の注視データの集約を行う。また、住民、NPO等との連携による水質調査など行うことにより、川を、水質をより身近なものとして感じてもらい、住民の感覚にあった面的なデータの収集が可能となるような仕組みづくりを行う。
- ・ 河川レンジャー等、流域住民による違法行為やマナーの悪化などに対する監視・指導を行う。
- ・ 緊急事態（水質事故、人命事故等）に対応する組織の構築する。

連続水質管理システムの構築

- ・ 定常的連続水質管理モニターを適所に配置し、データを集約するシステムを構築（主として環境基準相当項目）し、水質の時間的変化傾向の把握と異常時の兆候の検出に活用する。
- ・ 異常水質監視・検出モニターの整備と水質に関する河川管理者、取水者等関係者間の常時連絡網を構築する。

流域全体の水質管理の仕組みづくり

流域全体の水循環の把握と自然の姿を把握できるシステムづくり、時代の価値観変化への対応（、水にまつわる社会的・人文的・産業活動データ収集、提示、連絡体制など）をめざす。

統合的流域水質管理所・管理体系の構築

- ・ 河川の水量は汚濁物質を希釈するなど水質を規定する大きな要因であり、その管理は水質に大きな影響を与える。このため、統合的流域水質管理所を設置し、異常出水、平常流出水、異常濁水を含め、水量管理に伴う水質変化の可能性を監視・管理し、警告、警報など関連機関と連携して対応できる組織をつくる。
- ・ 水質測定関連団体を組織化し、水質測定結果等はデータの相互補完及び比較が可能なように工夫（機関、頻度、項目などを調整）し、無駄を省く。

流域内生体量、無機・有機的環境要素群の現存量とそれらの変化速度に関する総合調査事業

- ・ 流域内で生じている多くの事象（植生と蒸散、農業用水をはじめとする各種利水によ

る損失や地下水への移動などを含めて)の因果関係をより正確に、総合的に把握し、全流域対象に水質管理・制御をすすめる有効な手段を解明・提示するために、時代とともに変化する基礎データを定期的に収集する。

・ ボランティアやNPOによる定期的流域水辺の清掃作業の実施

喪失した河川・湖沼での水質浄化機能の再構築・強化と水源地の保全

自然の持つ水質浄化機能の再構築、強化

- ・ 清浄で安全な水を育む水系を目指し、自然の浄化機能の再構築・強化を行う。適切な起伏と砂礫質を有する河床材料の確保、湖沼における内湖の再評価、河川の遊水地や各地の農業用貯水池の浄化施設としての機能再利用・再開発、等を長期的な視野をもって遂行する。
- ・ 湖岸・内湖・水辺移行帯等の植物群落帯の確保。

水源地の保全

- ・ 清浄な水の確保のため、水源地となる森林の保全や、湖沼・河川における取水口付近の水上バイク等の汚染の原因となる行為の規制を行う。
- ・ 河川上流・山間地域には産業廃棄物処理場が立地し水質汚濁や不法投棄が懸念されている。河川パトロールや監視体制を強化するとともに、流域の共有財産としての河川を損なう行為をしない、させないための教育活動・住民活動を支援することで未然に防ぐ必要がある。

底質の保全

- ・ **湖沼・河川・ダム**の底質の状態に注目されることはこれまで少なかったが、底質の状態は水生生物の繁殖や生息、**水質の季節変化**などに大きく関与している。水質の安全性確保と生態系の保全・回復には、水質のモニタリングに加えて底質のモニタリングを行う必要がある。
- ・ **湖沼やダムでの定期的で効果的な底泥改善事業の確立**がいる。

汚濁負荷の軽減対策の促進

- ・ 直接水系に排出する事業所群の把握と水質管理（農業用水や漁業間連用水、工業用水、都市排水（雨水など）の時代変化に伴う流達汚濁負荷量変化等の把握）を行う。それにより、必要となれば直轄河川及びそれにつながる全ての河川に排出される汚濁物質の「総負荷量規制」を行う。
- ・ 排水規制や下水道整備など既にすでに進められてきている点源汚濁負荷の軽減対策に加え、川を經由する**面源汚濁**負荷の削減のための対策が不可欠である。特に、晴天時に路面などに蓄積して降雨時に一気に洗い流される都市系面源負荷や、降雨時や代掻き田植え期の濁水とともに流出する土壌・農薬・肥料など、農業系面源負荷の排出量の削減と流出を、防止しなければならない。

化学物質による汚染防止

- ・ 不注意あるいは故意による有害化学物質の漏洩事故や、過去に投棄された廃棄物、**あるいは散布された農薬などがそのままあるいは**化学変化により河川水、湖水、地下水を汚染するのを防止・対処するために、合理的な監視や対策技術の導入、**情報収集体制の構築**、さらには社会的な仕組みの構築が必要である。
- ・ 特に水上バイクなどからの排出による大気・水質汚染問題のように市民が監視・問題提起し、広く社会の関心を喚起しつつ合意を形成する新たなしくみの構築が重要である。

水質基準・水質から見た環境容量の検討

従来の水質環境基準以外に、水系における水、窒素、リン・酸素動態モデルの確立、**湖沼や河川での自浄作用と自濁作用**の定量化、生態学的浄化プロセスの再評価、ダイオキシンや環境ホルモン**など有毒有害物**の測定、等を実施し、新たな水質評価指標とする。

その他

- ・ 水辺を有効に合理的に利用するため、NGO や NPO、関連スポーツ団体などによる協議会を設置し、基本的基準化を図る。

水辺利用が容易となる河川施設構造や新しいコンセプトによる土地利用の転換・改築

- ・・・安らぎの場、レクリエーションの場、スポーツの場、水に親しむ場、魚釣りの場、メダカの川

水辺利用組織の醸成・構築

- ・・・余暇を有効活用するための文化的・体育的組織、住民（NGO、NPO）、地方自治体などとの協力、安全な利用の確保、清掃システムの導入

----- （利用との調整項目）

・